

令和8年度

ポイント

税制改正の

よくわかる解説付き

速報版



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

はじめに

本資料は財務省「令和8年度税制改正の大綱(令和7年12月26日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご留意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



08

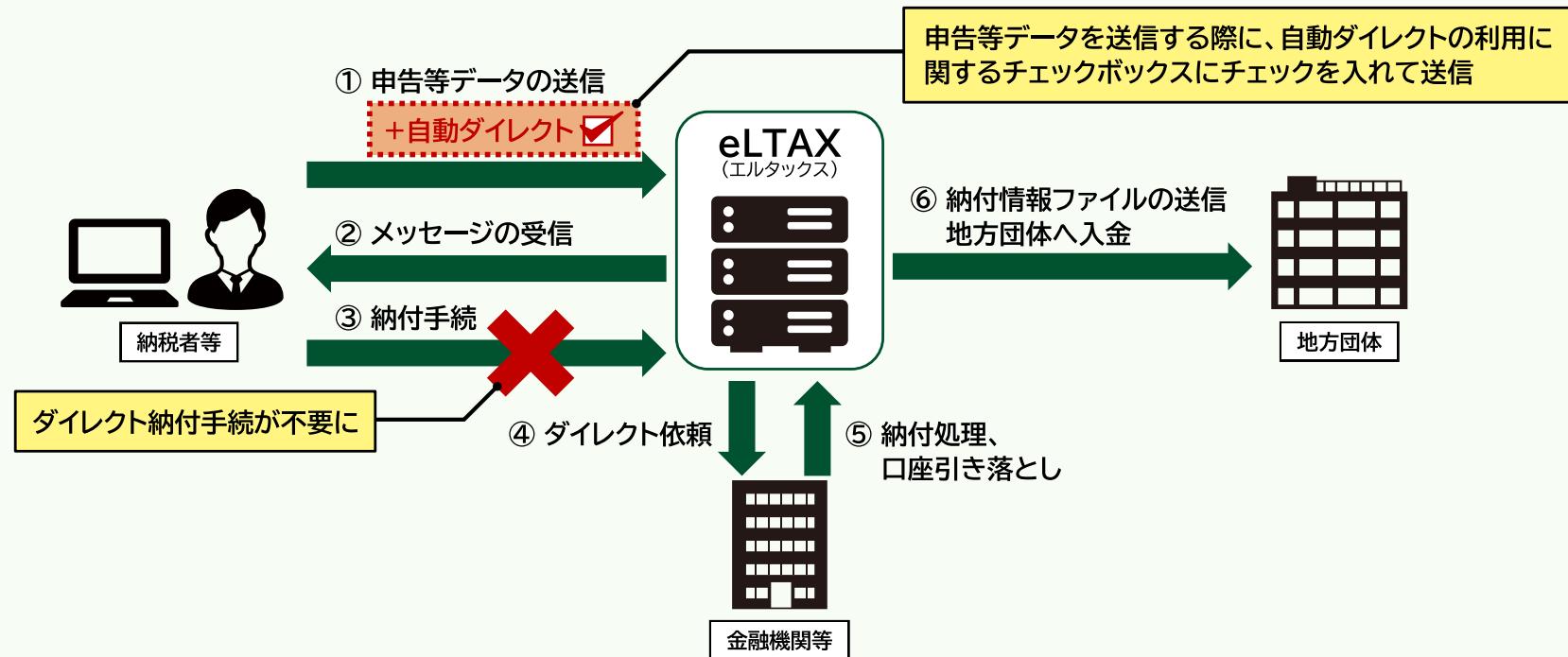
納稅環境整備

ダイレクト納付の利便性の向上



- ・納税者等がeLTAXで申告等を行う際、自動的に納付を行う旨の意思表示(自動ダイレクト)を行えば、法定納期限当日に納付が行われます。
- ・法定納期限当日に申告等に併せて納付の意思表示(自動ダイレクト)を行う場合には、法定納期限の翌取引日に自動的に納付が行われます。その場合には、法定納期限当日に納付があったものとみなして、延滞金に関する規定が適用されます。

【見直しのイメージ】



法定納期限当日に自動ダイレクトの手続きをする場合は
納税額が1億円以下に限ることに留意が必要です。

適用時期

令和10年4月1日以後に行うダイレクト納付の手続きについて
適用されます。

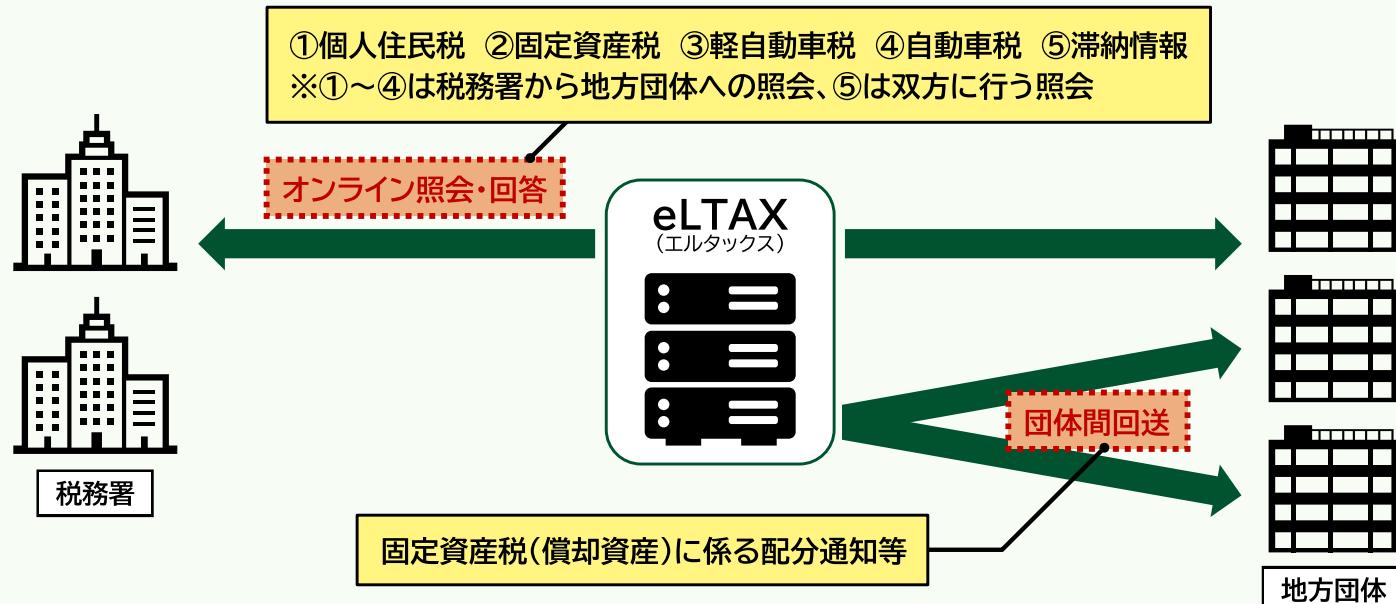
国税・地方税の情報連携の拡充



国税・地方税当局間での情報連携について、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、自動車税、滞納情報に関する照会及び回答をオンラインで行うことが可能になります。

また、eLTAXを通じた団体間回送手続(※)の対象について、固定資産税の償却資産に係る配分通知等が追加されます。
(※) eLTAXを通じて行う、地方団体間のデータのやりとり

【情報連携拡充のイメージ】



実務上の
留意点

—

適用時期

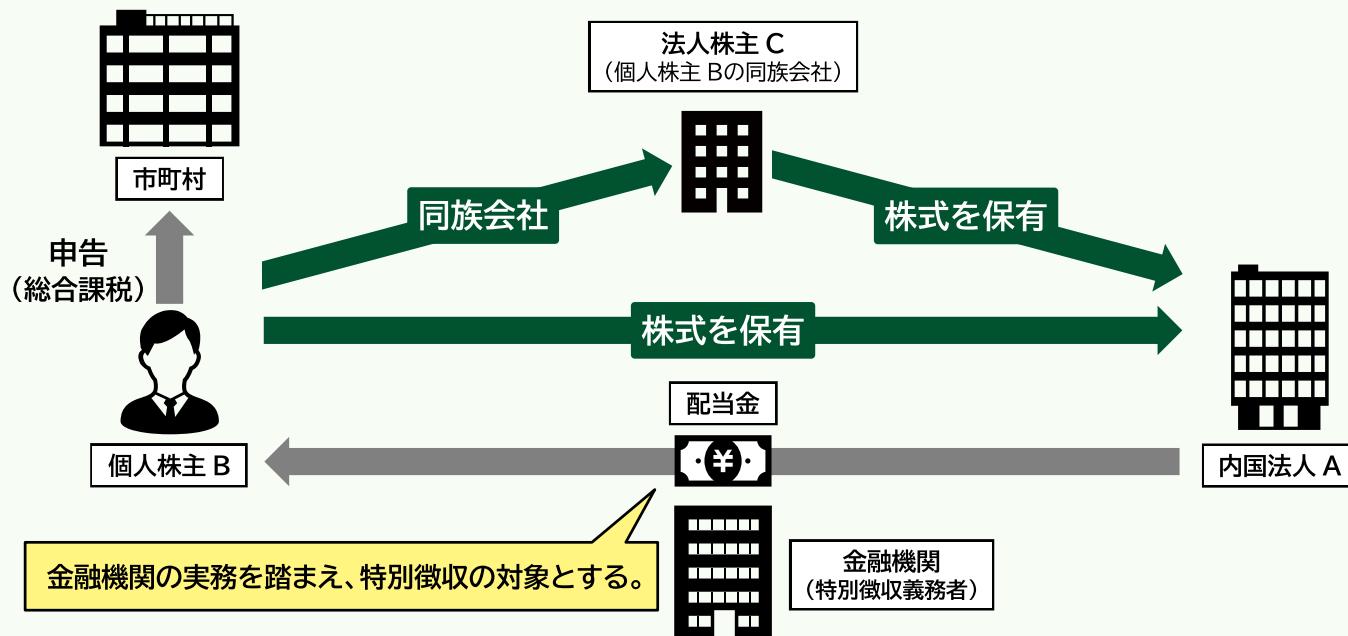
オンライン照会機能については令和9年5月1日から施行されます。
団体間回送手続の対象追加については令和9年9月1日から施行
されます。

個人住民税における配当課税に係る所要の措置



納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等は、引き続き総合課税の対象とした上で、道府県民税配当割の対象とする等の所要の措置を講ずることになります。

- ・ 紳税義務者が、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が3%以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等については、引き続き総合課税の対象となります。
- ・ 金融機関の実務上、納税義務者の同族会社の有無を把握することが困難であるため、当該配当等について、引き続き総合課税の対象としつつ、道府県民税配当割の対象として金融機関において特別徴収することとする等の所要の措置を講ずることになります。



道府県民税配当割の対象として金融機関で特別徴収された場合であっても、株式等の保有割合が3%以上の内国法人から支払を受ける配当等は、総合課税の対象となります。

適用時期 ➤ —